

請求の範囲

- [請求項1] D-アラニンの含有量に対するD-イソロイシン、D-ロイシン、及びD-バリンの合計含有量の質量比（D-イソロイシン、D-ロイシン、及びD-バリン／D-アラニン）が0.1以上である、飲食品用組成物。
- [請求項2] D-アラニンの含有量が14.0mg/L以下であり、D-イソロイシンの含有量が1.0mg/L以上である、請求項1に記載の飲食品用組成物。
- [請求項3] D-アラニンの含有量が14.0mg/L以下であり、D-ロイシンの含有量が1.0mg/L以上である、請求項1又は2に記載の飲食品用組成物。
- [請求項4] D-アラニンの含有量が14.0mg/L以下であり、D-バリンの含有量が1.0mg/L以上である、請求項1～3いずれかに記載の飲食品用組成物。
- [請求項5] D-アラニンの含有量が14.0mg/L以下であり、D-イソロイシン、D-ロイシン、及びD-バリンの合計含有量が、1.0mg/L以上である、請求項1～4いずれかに記載の飲食品用組成物。
- [請求項6] 乳酸発酵エキス又はその加工品である、請求項1～5いずれかに記載の飲食品用組成物。
- [請求項7] 乳酸発酵エキスがモルトエキスを*Lb. fermentum*で発酵させる工程を含む方法により得られたものである、請求項6に記載の飲食品用組成物。
- [請求項8] ビールテイスト飲料用である、請求項1～7いずれかに記載の飲食品用組成物。
- [請求項9] 請求項1～8いずれかに記載の飲食品用組成物の製造方法であって、モルトエキスを*Lb. fermentum*で発酵させる工程を含む、飲食品用組成物の製造方法。